

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨・背景

わが国では、これまで少子化対策として、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取組や、平成24年に制定された「子ども・子育て関連3法」に基づく、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務づけなど、さまざまな取組を展開してきました。さらに、平成27年度に施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、こどもの乳幼児期における保育から学童期の学校教育までを一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

このような状況のなか、富谷市（以下「本市」という。）においても平成27年に「子ども・子育て支援新制度」への対応と「次世代育成支援行動計画」の継承を主とした「富谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てに関する施策を総合的に推進してきました。

こうした中で、令和5年4月1日に施行された「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されました。これは日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の実現を目指したものとなっています。同年12月22日には、同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定され、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」をめざすもので、その実現に向けて自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

このたび策定する「富谷市こども計画～とみやこどもにやさしいまちプラン～」(以下「本計画」という。)は、本市の実情を踏まえながら、こども施策を総合的かつ強力に推進し、引き続き「子どもにやさしいまちづくり」を進めるためのものとして、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」を含め、こどもに関する計画を一体的に策定するものです。



2. 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

本計画は、こども基本法第 10 条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本市におけるこども施策に関する事項を定める計画です。

また、本計画は、こども基本法第 10 条第5項に定められているように、次のこども施策に関連する計画を含むものとします。

- 次世代育成支援対策推進法第8条第1項に定める「市町村行動計画」
- 子ども・子育て支援法第 61 条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に定める「市町村子ども・若者計画」

■関係法令(こども基本法)抜粋

こども基本法 第 10 条第2項	市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
こども基本法 第 10 条第5項	市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

さらに、令和5年 12 月に閣議決定された「はじめの 100 か月の育ちビジョン」を踏まえ、幼児期までのこどもの育ちの5つのビジョン実現するため、施策を総合的に推進していきます。

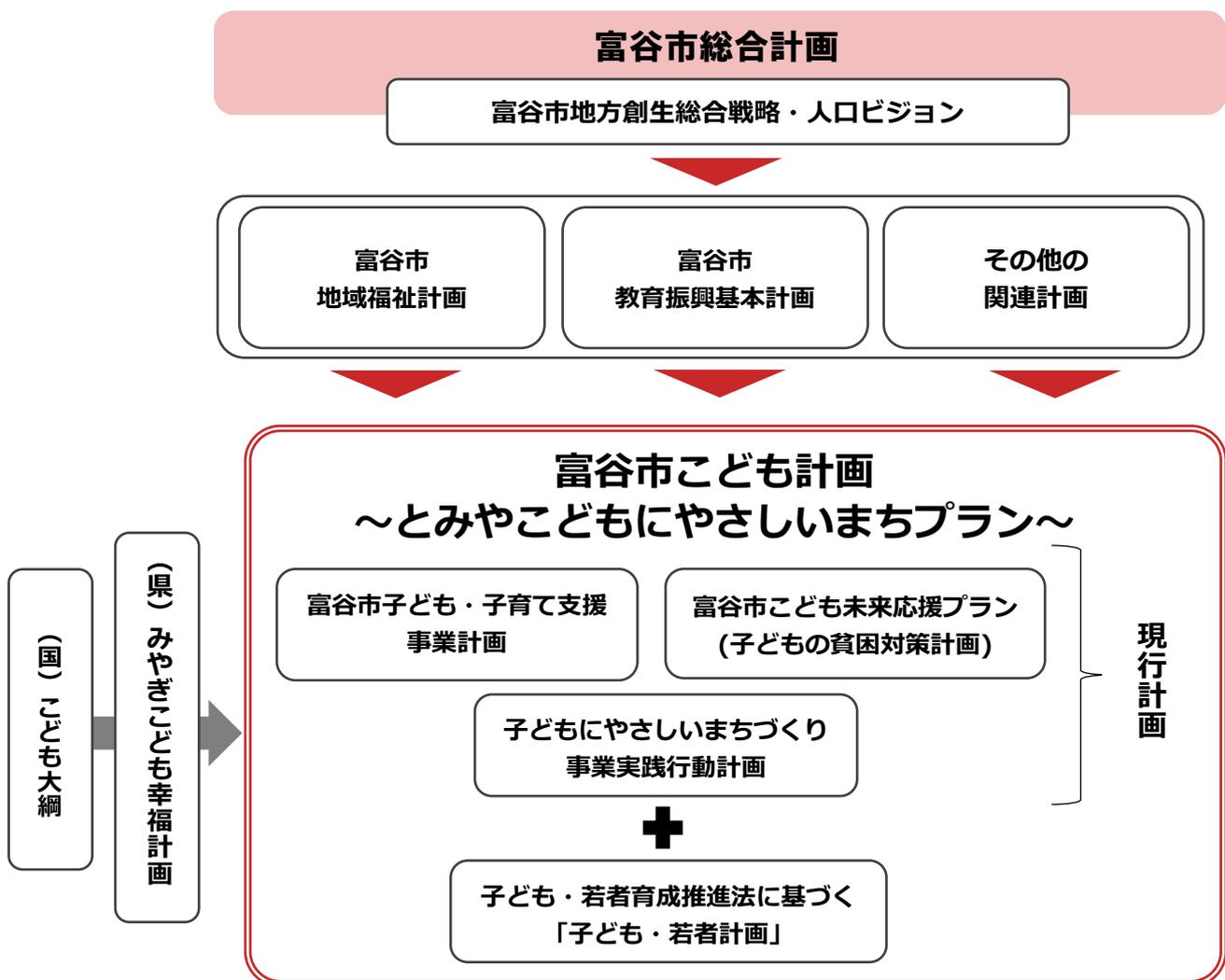
■幼児期までのこどもの育ちの5つのビジョン

- (1)こどもの権利と尊厳を守る
- (2)「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める
- (3)「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える
- (4)保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする
- (5)こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

(2)各種計画等との関係

本計画は、本市の最上位計画である「富谷市総合計画」の個別計画として位置づけつつ、「富谷市地方創生総合戦略・人口ビジョン」や、福祉・教育分野における上位計画である「富谷市地域福祉計画」、「富谷市教育振興基本計画」を踏まえ、「富谷市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「富谷市健康推進計画」、「富谷市男女共同参画基本計画」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項等の関連法律及び計画と整合・調和を図るとともに、国の「こども大綱」ならびに宮城県における子ども・子育て支援に関する総合計画である「みやぎ子ども幸福計画」を踏まえて策定します。

■上位・関連計画との関係



3. 計画の対象

本計画において、ひらがな表記の「こども」とは、こども基本法をふまえ「心身の発達の過程にある者」を表します。また、制度に準じる場合には「子ども」や「子供」と表記することとし、子ども・子育て支援法における教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の対象となる者は「こども」と表記します。「若者」については、その対象を思春期から青年期（おおむね 18 歳からおおむね 30 歳未満まで）の者とします。「青少年」については、乳幼児期から青年期までの者をさします。

本計画では、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

■「こども基本法」抜粋

<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。</p> <p>2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。</p> <p>一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援</p> <p>二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援</p> <p>三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備</p>
--

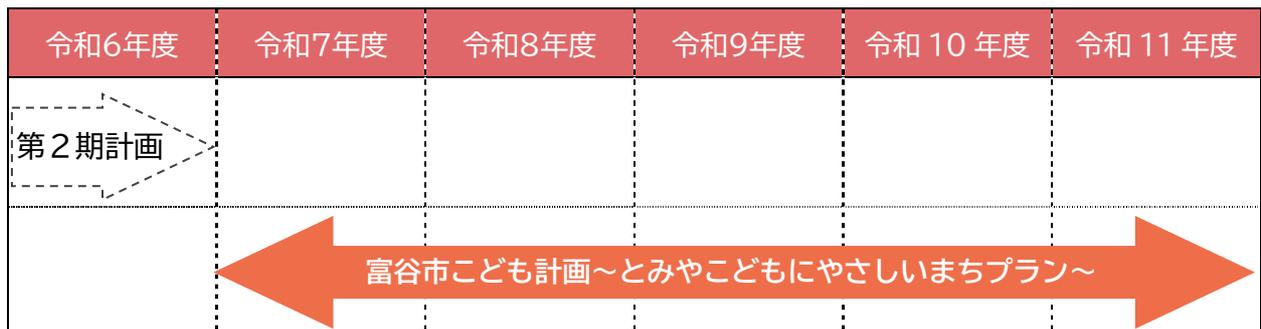
■「こども大綱」抜粋

<p>こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している※。</p> <p>※「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね 18 歳まで）、「青年期」（おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。</p>
--

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和 11 年度の5か年とします。

■計画の期間



5. 策定体制

(1) アンケート調査の実施

項目	就学前児童保護者用	小学生保護者用
調査対象者	市内在住の 就学前児童の保護者	市内在住の 小学生の保護者
調査期間	令和5年12月～令和6年1月	令和5年12月～令和6年1月
調査方法	郵送配付・郵送回収方式	郵送配付・郵送回収方式
配布数	1,000件	1,000件
有効回収数	442件	449件
有効回収率	44.2%	44.9%

項目	小学生用	中学生用	小・中学生の保護者用
調査対象者	市内在住の小学5年生	市内在住の中学2年生	市内在住の小学5年生 及び中学2年生の保護者
調査期間	令和4年12月～令和5年1月	令和4年12月～令和5年1月	令和4年12月～令和5年1月
調査方法	学校配付・学校回収	学校配付・学校回収	学校配付・学校回収
配布数	700件	700件	1,400件
有効回収数	578件	592件	1,170件
有効回収率	82.6%	84.6%	83.6%

(2) 富谷市子ども・子育て会議の開催

各分野の代表者、関係機関や住民等で構成される「富谷市子ども・子育て会議」を開催しました。「富谷市子ども・子育て会議」の委員からは、本市の現状、課題、今後の取組等の計画策定に必要な検討課題に関する意見聴取を行い、その結果を計画に反映しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画の策定にあたって、計画案を公表し、市民の意見や考えを聞くため、パブリックコメントを実施し、いただいた意見を反映しました。

(4) とみやわくわく子どもミーティングの実施

「世界子どもの日」に合わせ、令和6年11月20日に実施し、「子どもにやさしいまちづくり」をテーマに、こどもが安全・安心に暮らすことができるまちについて、小学生から意見を聴きました。

令和6年度とみやわくわく子どもミーティングの主な意見

令和元年度から実施している「とみやわくわく子どもミーティング」では、市内各小学校の5・6年生 16名が参加し、「子どもにやさしいまちづくり」をテーマに、こどもが安全・安心に暮らすことができるまちについて、市長と話し合いを行ったほか、富谷高校の生徒の進行のもと、自分たちができること、行政ができることについてグループで話し合い、以下のような意見が提案されました。

① 防犯・防災について

- ・子ども110番の家を増やしてほしい。
- ・横断歩道やガードレール、信号機を整備してほしい。
- ・街灯を増やし、まちを明るくしてほしい。

② 地域間交流・世代間交流について

- ・小学生同士が遊んだりスポーツをしたりして、交流できるイベントを企画してほしい。
- ・緊急時に協力できるよう、大人とこどもの交流の場があると良い。

③ 相談環境について

- ・スクールカウンセラーの人員を増やしてほしい。
- ・スクールカウンセラーが常に学校にいて、相談しやすい環境にしてほしい。

④ 環境整備について

- ・小さなこどもでも遊べる公園や新しい遊具のある公園、雨でも遊べる室内ホールがあると良い。
- ・人が集まる施設やこれから作る施設に、キッズスペースや授乳スペース、手すりやスロープなどを整備し、誰でも利用しやすいようにしてほしい。
- ・ゴミ捨てが楽しくなるようなゴミステーションを整備してほしい。
- ・マーチングの練習もできる防音機能を兼ね備えた避難施設を作してほしい。

⑤ その他

- ・こどもたちだけでは解決できないことでも、大人も一緒に考え、こどもの率直な意見を聞いてもらえるといい。またそのような機会を作してほしい。
- ・交通の便を良くし、たくさんの人に富谷市へ来てもらえるようにしてほしい。
- ・どこでもパスポートを活用して、利用できる施設を増やしたり、お得に買い物ができたりする仕組みを作してほしい。

